

平成21年6月29日

犯罪被害者支援の動向について

弁護士 渡邊 昭

1 犯罪被害者支援の経緯

- ・昭和49年三菱重工ビル爆破事件を契機として被害者に対する補償制度を求める世論が高まる。
- ・これを受けて、昭和55年犯罪被害者等給付金支給法（「犯給法」）の制定
- ・平成4年から5年にかけて、被害者の実態調査が行われ、この結果をうけて、平成8年に、警察は被害者対策要綱を制定し、被害者対策に関する基本的事項を取りまとめる。
- ・平成4年以降東京医科歯科大学内で設置された犯罪被害者相談室をはじめとして各地で被害者のための電話相談等が開始され、民間支援団体による被害者の心理・精神的支援が始まる。
- ・平成5年から9年にかけて、松本サリン事件、地下鉄サリン事件、神戸連続児童殺傷事件など重大かつ凶悪な事件が発生し、被害者が犯罪による直接の被害だけでなく、精神的・経済的にさまざまな被害をうけていることがクローズアップされ、このような社会情勢の変化を受けて、平成11年以降、被害者支援法制が急速に整備されつつあった。
- ・平成11年4月、法務省は、被害者に対して処分結果や公判期日を通知する被害者等通知制度を開始、さらに平成13年に受刑者の出所情報通知、受刑者の釈放予定に関する通知制度も導入された。
- ・平成12年5月「犯罪被害者保護二法」とよばれる「刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律」が制定される。これにより、被害者は公判手続の傍聴に配慮を受け、公判記録の閲覧・謄写が可能となり、公判廷において意見を陳述することができるようになった。
- ・同月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成13年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ドメスティックバイオレンス防止法）が制定される。
- ・平成13年4月犯給法の改正により、給付金の支給要件が緩和され、支給額も引き上げられたほか、民間の被害者支援団体を「犯罪被害者等早期援助団体」に指定する制度が整備された。

2 犯罪被害者等基本法の制定

これらによって、犯罪被害者支援の法制度などは整備され、保護二法によって記録の閲覧・謄写や意見陳述が認められたが、いずれも裁判所の裁量に

よるもので権利性は認められていない。また、刑事司法上、被害者は当事者ではないという事実は変わっておらず、被害者の刑事司法手続きへのアクセスにも限界があり、犯罪被害者の不満も強かった。加えて、犯罪被害者の要望は被害回復、刑事裁判への関与、生活支援等多岐にわたることから、法改正による対応ではそのニーズにこたえることはできず、被害者のための施策の基本理念を明らかにし、関係機関が連携して総合的・計画的に施策を推進することを目的として、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が公布され、平成17年4月1日より施行された。

3 基本法の内容

・国・地方公共団体が講ずべき基本的施策（11条以下）として

① 損害賠償請求についての援助

② 被害者の安全確保

③ 刑事に関する手続への参加の機会の拡充などの項目を挙げている。

・これらの施策は「犯罪被害者等基本計画」に基づいて推進するとされ、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定された。

・基本計画は4つの基本方針、5つの重点課題のもと、258項目の具体的施策を盛り込むと共に国をはじめとした関係機関が連携・協力していくための体制整備などを規定している。

→4つの方針：Ⅰ 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

Ⅱ 個々の事情に講じて適切に行われること

Ⅲ 途切れることなく行われること

Ⅳ 国民の総意を形成しながら展開されること

→5つの重点課題

Ⅰ 被害回復・経済的支援等の取組

Ⅱ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

Ⅲ 刑事手続への関与拡充への取組

Ⅳ 支援等のための体制整備への取組

Ⅴ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

4 新しい制度について（裁判員裁判との関係）

① 犯罪被害者参加制度について

② 損害賠償命令制度について

5 暴力団犯罪による被害の回復の支援について

以 上